

市立歴史博物館「但馬国府・国分寺館」第60回企画展



▲歴史博物館
ホームページ

但馬山名氏と山名四天王

室町時代から戦国時代までの但馬守護であった山名氏。その支配を支えたのが山名四天王と呼ばれた太田垣氏、八木氏、垣屋氏、田結庄氏です。彼らが拠点を構えた城を中心に紹介することで、当時の但馬の状況や現在に残る山名四天王の足跡を探ります。《申込み・問合せ》市立歴史博物館 ☎42-6111

9月28日(土)

～2025年1月7日(火)
午前9時～午後5時
(入館は午後4時30分まで)

- ▶休館日 水曜日、12月28日(土)～2025年1月4日(土)
- ▶入館料 一般500円、学生300円、小中学生250円(小中学生はココロカード提示で無料)



▲山名氏が拠点とした有子山城

関連イベント

①展示解説

当館学芸員が展示資料を中心に、但馬山名氏と山名四天王を解説します。

▶日時 10月12日(土)、12月14日(土)

【1回目】午前10時～

【2回目】午後2時～

▶場所 市立歴史博物館企画展示室

※聴講には入館料が必要です

②四天王の山城をめぐる

講師や学芸員の解説のもと各山城に登頂します。

【11月17日(日)開催】

▶場所 轟城(竹野町轟)

▷講師 にしおたかまさ 西尾孝昌さん

【12月7日(土)開催】

▷場所 鶴城(山本)

▷講師 たに よしのぶ 谷允伸さん

▶時間 午後1時30分～3時30分(予定)

▶定員 25人(要予約・先着順)

▶予約 10月1日(火)から受付開始(定員に達し次第受付終了)

▶予約方法 市ホームページから申込み(市ホームページから申込みができない場合のみ電話受付可)

市立図書館読書週間特別企画

読書の秋は、図書館へ行こう

一人一人に読書の素晴らしさを知ってもらうきっかけとなることを願い、読書週間に合わせてさまざまなイベントを開催します。ぜひ、この機会に図書館へお越しください。

《問合せ》図書館本館 ☎23-6151 または図書館各分館

10月2日(水)

～11月28日(木)

期間中は貸出点数 **2倍**



としょかんまつり

期間中毎週末、市内いずれかの館で「としょかんまつり」を開催します。リサイクルブックフェアをはじめ、一日図書館員やワークショップなど、子どもから大人まで楽しめる内容となっています。開催する館と日程は次のとおりです。

- 豊岡本館 10月13日(日)
- 城崎分館 10月20日(日)
- 竹野分館 11月24日(日)
- 日高分館 10月6日(日)
- 出石分館 11月16日(土)
- 但東分館 11月4日(月)

この一行に逢いにきた展

書き出し文を頼りに、借りる本を選んでみませんか。作家やタイトルは分からない状態で本が展示してあります。心に響いた一行に出逢ったら、ぜひ、手に取ってみてください。それぞれの館で素敵な一行があなたを待っています。



◀イベントの詳細は、市立図書館のホームページを確認してください

住宅を改修した方へ

固定資産税を減額します



一定の要件を満たす住宅の改修工事を2026年3月31日までに完了した場合、期限までに申告することで固定資産税が減額されます。工事が完了した日から3カ月以内に申告してください。

《申込み・問合せ》税務課☎21-9046または各振興局市民福祉課

耐震改修

▶要件

- ▷1982年1月1日以前に建築されたもの
(共同住宅含む)
- ▷1戸当たりの工事費(補助金等を除く)が50万円を超えるもの
- ▶減額割合 当該家屋の120㎡相当分までの固定資産税額の2分の1を減額
(認定長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は3分の2を減額)
- ▶減額期間 改修工事完了年の翌年度分
(「通行障害既存耐震不適格建築物」の場合は2年度分)

バリアフリー改修

▶要件

- ▷築10年以上経過していること
- ▷65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障害がある方のいずれかが居住していること
- ▷改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下
- ▷1戸当たりの工事費(補助金等を除く)が50万円超
- ▶減額割合 当該家屋の100㎡相当分までの固定資産税の3分の1を減額
- ▶減額期間 改修工事完了年の翌年度分のみ

省エネ改修

▶要件

- ▷2014年4月1日以前に建築されたもの
- ▷改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること
- ▷1戸当たりの工事費(補助金等を除く)が60万円を超えること
- ▶減額割合 当該家屋の120㎡相当分までの固定資産税の3分の1を減額
(認定長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は3分の2を減額)
- ▶減額期間 改修工事完了年の翌年度分のみ

中古の軽自動車等を販売している事業者の皆さんへ

軽自動車税(種別割)の課税免除が始まります



届出期間 4月1日~7日
(7日が休日の場合は翌開庁日まで)

令和7年度から、標識の交付を受けている軽自動車等を対象に、一定の要件のもと「商品である軽自動車等」として、届出により課税免除します。

▶課税免除の対象となる軽自動車

- 軽自動車または2輪の小型自動車(原動機付自転車、ミニカー、小型特殊自動車は対象外)のうち、次の要件を全て満たす車両
- ▷販売を目的として中古の車両を取得し、保有している
- ▷用途が事業用のものでなく、販売目的として使用している

- ▷軽自動車税(種別割)申告(報告)書の所有形態欄に「商品車」である旨の記載がある
- ▷取得時と賦課期日の走行距離の差が100km未満である
- ▷賦課期日時点で、所有者および使用者が古物営業の許可を受けており、中古軽自動車等の販売事業者である

▶届出に必要なもの

- ▷届出(様式)
- ▷古物許可証の写し
- ▷自動車検査証または軽自動車届出済証の写し
- ▷古物台帳の写し
- ▷賦課期日現在の走行距離が分かる写真

※オンライン申請による届出可能

《問合せ》税務課☎21-9045
または各振興局市民福祉課

